1 生 徒 心 得

高松西高等学校の生徒としての誇りと自律自戒を求めて次のように生徒心得を定める。

1. 校内生活

- (1) 登校は原則として始業5分前に完了すること。
- (2) 遅刻をしたときには、生徒指導室で入室許可証に所定事項を記入し、先生の検印をもらってから入室すること。
- (3) 教室の移動等は迅速にし、始業のチャイムが鳴った時には着席しておくこと。
- (4) 欠席・遅刻するときは、保護者を通じて事前に電話で連絡すること。欠課、早退についても届け出ること。

(忌引の日数は父母5日、祖父母兄弟3日、その他の身内の者は1日以内とする)

- (5) 登校後は下校時まで校外に出てはならない。やむを得ず外出する時は担任に申し出ること。
- (6) 校内の美化に努め、校舎、校具などを大切にし、学校を常に明るく清潔な勉学の場とすること。
- (7) 部活動は顧問の指導監督の下に行うものとする。
- (8) 校内における特定の宗派、政党のための行為、その他営利的な行為は禁止する。また、満18歳以上の生徒の選挙運動等については、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(平成27年10月29日付け通知)」に基づくものとする。
- (9) 下校時刻は17時30分とする。
- (10) 次の場合は届けを必要とする。
 - ① 生徒、保護者、保証人の住所、身上等に変更のあったとき
 - ② 校具その他公共物を破損したとき
 - ③ 生徒証明書を紛失したとき(生徒証明書は常時携帯のこと)
- (11) 次の場合は許可願を必要とする。(口頭による届け出を含む)
 - ① スマートフォン等を校内に持ち込むとき
 - ② クラス、部、同好会等で行事を企画するとき、また、定例以外の教室を使用するとき
 - ③ クラス、部、同好会等で対外的交渉、交流をしようとするとき
 - ④ 時間外残留をしようとするとき
 - ⑤ 土曜、日曜、祝日に学校の施設を利用しようとするとき(関係職員の監督のもとに行う)
 - ⑥ 新しい部・同好会を結成しようとし、生徒会での所定の手続きを終えたとき
 - ⑦ 校内で集会を持とうとするとき
 - ⑧ 校内で署名運動をしようとするとき
 - ⑨ 募金・販売行為等をしようとするとき
 - ⑩ ポスター、印刷物等を発行掲示しようとするとき
 - ① 定例以外の事項を放送しようとするとき
 - ② 火気及び定例以外の電気を使用しようとするとき
- (12) 次の場合は事務室窓口に申し出て交付を受けること。
 - ① 乗車船割引証
 - ② 通学証明書
 - ③ 在学証明書

なお、①については「保護者認証」を添え、申込用紙に担任及び生徒指導主事の認印をもらうこと。

- (13) 全ての持ち物に記名し、紛失等の起こらないよう各自で努めること。とくに現金については肌身から離さないよう注意すること。(行事、体育時は貴重品袋を利用する)
- (14) 部室は部活動以外では使用しないこと。

2. 校外生活

- (1) 西高生としての誇りと自覚を持ち、積極的に公徳の実践に努め、社会の信頼にこたえること。
 - ① 家庭生活は人間生活の基礎である。進んで勤労家事に従事すること。
 - ② 現代は過保護,わがままの時代といわれている。少なくとも西高生は、忌むべき過保護ということばを自らの手で返上し、学力、体力、精神力を自ら鍛えるという意志を堅持すること。
 - ③ 高校時代の友人は生涯の友といわれる。共に泣き、共に笑い、共に励んで相互研鑽に努めること。
 - ④ 男女交際については、相互に人格を尊重し、高めあってこそ健全なものである。周囲の誤解を招くことのない思慮と健康的な行動を心掛けること。
 - ⑤ 校外において個人として行動する場合には、西高の意気にふさわしいセンスと良識を示す ものであるよう心がけること。
 - ⑥ 地域の人たちには、西高生としての自覚を持って接すること。
- (2) 外出のときは必ず保護者に行先を告げること。また、無断外泊等は絶対にしないこと。
- (3) 夜間の外出はつとめて避ける。特に保護者の同伴のない午後11時以後の外出は禁止とする。
- (4) パチンコ店、飲酒のための店、その他風紀教育上好ましくない所への出入りは禁止とする。
- (5) その他校内外を問わず、飲酒、喫煙、暴力行為等、高校生として望ましくない行為、社会通念上許されない行為、公序良俗に反する行為等は禁止とする。
- (6) SNSについては、節度を守って使用すること。
- (7) 次の場合は、直ちに学校に届け出ること。
 - ① 不慮の事故や災害が発生したとき
 - ② 校外でトラブルが発生したとき
 - ③ 本人, 家族等に, 感染症が発生したとき
- (8) 次の場合は事前に学級担任の指導助言を得たのち、生徒指導主事に届け出て許可を得ること。
 - ① 保護者のもとを離れて下宿等より通学しようとするとき
 - ② 経済的理由等、やむを得ずアルバイトをしようとするとき
 - ③ 就職のため、運転免許を取得しようとするとき
 - ④ 1週間以上の国内・海外旅行をしようとするとき(大学受験は除く)

3. 通 学

- (1) 登下校の時刻と道順は一定にするようにし、特に帰宅が遅れると思うときは、保護者に知らせる。
- (2) オートバイ、原付等による通学は認めない。
- (3) 自転車通学者は、学級担任を通じて生徒指導主事の許可を得ること。また、許可を得た者は、次の事項を遵守すること。
 - ① 自転車には所定の箇所に許可ステッカーを貼付すること。
 - ② 自転車は、安全点検に合格したものであること。
 - ③ ブレーキ整備, 反射テープ貼付等, 安全に万全を期すこと。
 - ④ 雨天時は安全のためレインコートを着用すること。
 - ⑤ 事故防止のため、ゆとりを持って学校に到着できる時間に家を出ること。
 - ⑥ 指定の駐輪場に整頓して、必ず施錠すること。
 - ⑦ 道路交通法を厳守する。特に次の事項については厳禁とする。
 - ア傘さし運転
 - イ 二人乗り
 - ウ並進
 - 工 黄信号進入
 - オ携帯電話等の使用
 - カ ヘッドフォン等の使用
 - キ 夜間の無灯火
 - ② 地域の人たちに迷惑をかけないよう,山口1号線を通行する際,自転車は一列走行,歩行者は 一列歩行とする。(通学路全てで一列走行,一列歩行を心掛けること)

4. 服装等

- (1) 制服
 - ① 学生服タイプは、黒、詰めえりの標準学生服とする。学生服の下は白無地のワイシャツで、略装は上衣をとり、白無地の長袖又は半袖のワイシャツを着用する。校章を、右えりにつける。
 - ② ブレザータイプは、濃紺色のテーラードカラーで2つボタン、2つのポケットの上衣とベストとプリーツスカート。ベストは同色のスクエアネックの脇あきとする。上衣の下は白無地のショールカラーブラウスとする。略装は上衣をとり、合服又はブラウスのみとする。校章を、左胸につける。
- (2) 頭髮

見苦しくなく清潔端正なものとすること。染色・変色・パーマネント等の加工は不可。

(3) 靴

革靴は黒色、運動靴は華美でないものとする。飾り金具のあるものや、かかとの高いもの等は不可。校舎内では学校指定の上履きを着用すること。上履きは所定の場所に氏名を記入すること。

(4) コート

無地で黒・紺・ベージュ・灰色など華美でないこと。また、ウインドブレーカーの使用も華 美でないものとする。

- (5) その他
 - ① 必要に応じてV首のセーター・ベスト (無地の紺・黒) を着用してもよい。カーディガンの着用は不可とする。
 - ② 負傷等のためやむを得ず異装で登校するときは、許可を得ること。
 - ③ 土日・祝日・休業日等の登下校は、原則として制服とする。ただし、部活動のためだけに登校する場合は、顧問の許可があれば、各部・同好会で統一している服装でもよい。